社団法人
町田法人会報

装う鳥（西ニューギニアにて）　三橋 國民 氏　画

平成6年.11月.No.49

平成７年度 税制改正要望 全国大会に参加して

税制委員会委員長　野　川　　清

21世紀に向けての税制改正要望事項は全会一致で原案どおり採択された

例年より半月も早く、９月12日、日本青年館に於いて全国の各法人会より一千有余名の参加を得て、盛大に開催されたのであります。

町田法人会より萩生田副会長、佐藤・佐瀬副委員長および鶴川第１市川委員と堤事務局長、松本君と私の７名が参加しました。

当日の新聞によると国会においても税制についての討議が再開されるとありました。

第一部講演会には、「21世紀の税制」と題して、第一人者であります大蔵省税制調査会加藤寛会長の永年に亘ってのご活躍、現在、慶大の名誉教授として調査研究結果の講演を拝聴し大いに勉強になり、今後の参考とさせていただきます。

第二部は、要望大会に於ける服部会長の方針発表、また、各地区青年部代表により、力強く読み上げられて、平成７年度税制改正要望書が、原案通り採択され、全会一致して要

目　次

会員増強運動決起大会　開催報告 …… 6
法人会全国大会にて町田が受彰 …… 8
合同役員サマーセミナー報告 …… 9
法人税問答シリーズ …… 10
税務署からのお知らせ …… 12
地区会活動報告 …… 14
我が地区会の会員企業を紹介します(2) …… 15
部会だより …… 16
タイムリミット迫る！
　最低資本金制度とその対応 …… 18
短歌・俳句欄 …… 22
事務局だより …… 23

求実現に向けスタートしたのであります。

以下、感じた点を発表したいと思います。

1．法人税及び所得税を減税し、企業と個人に活力を与えたい。

法人の税負担は先進国の中でも高く、アメリカ41.05％、イギリス33.0％に対し、日本は49.89％であり、実効税率の是正は早くから叫ばれており、要望書でも、40％台前半、基本税率は30％としている。今後、産業界の空洞化が叫ばれておりますが、金融サービス部門にも同じ傾向が見られます。早急に直間比率の見直しを行ない、景気の上昇に弾みをつけたいと思います。

個人所得についても累進税率が高く、所得のアップが見込まれる今回、減税に向かわざるを得ないと思います。

2．行財政改革と規制緩和

政策対応が先進諸国の中で一番遅れているのではないか、私共を取り巻く環境は大変に厳しく、大きく変ろうとしています。終身雇用、年功序列、株式の持ち合い等が崩れているなかで、縄張り根性を捨て切れずにいて、今後行財政改革と規制緩和がスムーズに進行するのか甚だ疑問です。

海外での投資、異常な円高、規制の撤廃、株式等資産市場の沈滞、価格革命(破壊)等の問題が提起されております。

最後に、消費税の大巾アップとくると、浮揚しかかった景気に水を差す恐れもあります。

我々としてどう舵を取るか、税制委員会としての活動を盛り上げるために、皆様のご協力を切にお願い申し上げます。

また今回採択され決議された要望事項は、衆・参議院議員をはじめ、各関係省庁に要望書として提出されます。

税制改正に関する決議

わが国がこんにち抱える重要な課題は、高齢化と国際化の急進展に対処できる態勢の整備、とりわけ財政の対応力の回復である。

それには政治や行財政の徹底した改革が必要である。同時に税制では負担水準と税体系の両面で思い切った改革・第二次税制改革の推進が不可欠である。所得税の軽減、その財源を賄い、かつ今後の福祉確保を可能にする消費課税の充実がその柱である。

しかし、われわれの年来の要望にもかかわらず、税制改革の歩みはにぶい。平成６年度改正でも法人税の軽減は棚上げされたし、減税財源の確保措置もあいまいなままにされた。さらに、不安定な政治状況は課題の遂行が先送りされる懸念を生んでいる。

これは誠に遺憾なことである。法人税の引き下げをできるだけ早く行なうこと、また、差し当たりは、所得減税の制度化とその財源措置を法律面で一体処理することを強く要望する。

多年にわたり、納税意識の高揚と、税務知識の普及に尽力してきた当会は、128万社を超える会員の総意として、右決議する。

平成６年９月12日

財団法人　全国法人会総連合　税制改正要望全国大会

平成６年度税制改正●法人会の要望事項

法人特別税の廃止 相続税の累進構造の緩和など 実現!!

法人会では、毎年、税制に関する要望事項を取りまとめ、政府や国会への強い働きかけを通じて、大きな成果をあげています。

平成6年度は、法人特別税の廃止や相続税の負担軽減などが実現しました。

平成6年度税制改正で実現した法人会の要望事項をご紹介します。

法人特別税の廃止

●法人特別税が廃止されました。
（平成４年度から財源対策として法人税額400万円超の部分に対し、2.5％の追加課税が行われていたものです。）

所得税・住民税減税

●所得税・住民税の一律20％の特別減税が行われることになりました。
（法人会は、所得税の累進構造の緩和や最高税率の引き下げによる抜本改正を要望していましたが、財源問題等からとりあえず１年限りの措置として、所得税３兆8,430億円、住民税１兆6,346億円、合わせて５兆4,776億円の減税が実施されることになりました。納税者１人当りの最高限度：所得税200万円、住民税20万円）

相続税の負担軽減

●税率区分が13段階から９段階に簡素化されるとともに、適用区分の幅が拡大され、また、最高税率70％が適用される課税価額も10億円超から20億円超に引き上げられ、累進構造が緩和されました。

税率	改正前	改正後
10%	700万円以下の金額	800万円以下の金額
15%	1400万円 〃	1600万円 〃
20%	2500万円 〃	3000万円 〃
25%	4000万円 〃	5000万円 〃
30%	6500万円 〃	１億円 〃
35%	１億円 〃	税率35%は廃止
40%	１億5000万円 〃	２億円 〃
45%	２億円 〃	税率45%は廃止
50%	２億7000万円 〃	４億円 〃
55%	３億5000万円 〃	税率55%は廃止
60%	４億5000万円 〃	20億円 〃
65%	10億円 〃	税率65%は廃止
70%	10億円を超える金額	20億円を超える金額

●課税最低限及び配偶者の最低保障額（非課税限度額）が引き上げられました。

	改正前	改正後
①定額控除	4800万円	5000万円
②法定相続人 比例控除	１人当たり 950万円	１人当たり 1000万円
（注）相続人が配偶者と子２人の場合の非課税限度額		
	7650万円	8000万円
③配偶者控除（最低保障額）	8000万円	１億6000万円

●小規模宅地等に係る課税の特例の減額割合が引き上げられました。

	改正前	改正後
①居住用	60%	80%
②事業用	70%	80%

（小規模宅地等とは200平方メートルまでをいいます。ただし、相続したのち、引き続き居住用・事業用に使用していない場合は、50％しか減額されません。）

●延納から物納への切替えを認める特例措置が創設されました。

（地価急騰時に土地を相続し、納税が困難な場合の救済措置として、相続により取得した土地での納付を条件として設けられたもので、適用対象者は、昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に相続により土地を取得し、延納相続税額を金銭で納付することが困難となっている者です。申請期間は、平成6年4月1日から平成6年9月30日までの6か月間です。）

事業用資産の買い替え特例の拡充

●特定の事業用資産の買い替え特例の適用対象が拡大され、長期保有土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物等への買い替えが対象に追加されました。

（平成6年1月1日から平成7年3月31日までの時限措置です。）

登録免許税の負担軽減

●土地に係る登録免許税の課税標準の特例措置が創設されました。

（平成6年度の固定資産税の評価替え《土地の評価を地価公示価格の7割程度を目標に引き上げ》に伴い、固定資産課税台帳の登録価格を課税標準としている土地に係る登録免許税の税負担が急増しないよう設けられたものです。）

課税期間	課税標準
平成6年4月1日から平成8年3月31日まで	固定資産課税台帳の登録価格の100分の40に減額
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	固定資産課税台帳の登録価格の100分の50に減額

不動産取得税の負担軽減

●宅地等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置が創設されました。

（平成6年度の固定資産税の評価替え《土地の評価を地価公示価格の7割程度を目標に引き上げ》に伴い、固定資産課税台帳の登録価格を課税標準としている宅地等の取得に係る不動産取得税の税負担が急増しないよう設けられたものです。）

平成6年度税制改正要望全国大会（平成5年9月　日本青年館）

土地の取得の時期	課税標準
平成6年1月1日から平成6年12月31日まで	価格の2分の1
平成7年1月1日から平成8年12月31日まで	価格の3分の2

ミニ土地保有税の廃止

●三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の課税の特例措置（いわゆるミニ保有税）の対象から、平成6年1月1日以後に取得された土地が除外されました。

（土地の取得の期限が平成6年3月31日とされていましたが、平成5年12月31日に繰上げられ、廃止されました。）

その他

●有限会社の社員（出資者）が最低資本金を満たすために、その会社から支払われた利益の配当を資本の増加のための払込みに充てた場合には、最低資本金300万円に達するまでの部分については、所得税が非課税とされることとなりました。

（平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に限られます。株式会社については、平成3年度税制改正ですでに手当てが行われています。）

●相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の適用期間が、相続税の申告書の提出期限から3年以内（改正前2年以内）に延長されました。

（譲渡所得の計算にあたって、「通常の取得費」＋「相続人に課された相続税額に一定の割合を乗じて計算した金額」を取得費として控除できるものです。）

★この記事についての問い合わせ先――――（社）東京法人会連合会　税務経営研究所　☎03-3355-2914

会員増強決起大会開く

組織委員会委員長　木　口　　正

平成６年度会員増強運動が、例年通り10、11月の２ヶ月間実施されます。増強月間のスタートに当たり、去る10月３日、ラポール千寿閣にて、会員増強運動決起大会が、町田税務署守屋署長はじめ署幹部の方々、及び法人会役員の方々等多数の出席を頂き、盛会裡に開催されました。

当町田法人会も、来年、社団化15周年を、迎えるわけですが、永きに亘る会の歴史の中で、会員数が減少する状況は過去一度もありませんでした。会員増強の現状は非常にきびしい状況にあります。冷戦構造の終焉で今、国際秩序が劇的な変化をしている中で、企業をとりまく環境も大変きびしい状況にあり、日本も社会構造の変革が必要で、古い仕組に替わって、新しい仕組を造り出さねばならない状況にあります。

税の仕組も例外ではなく、大きな変革が予想されます。そんな中で法人会も今迄以上に研修会、講演会の開催等を通じての税知識の普及活動が要求される重要な組織となります。

15周年という節目の年を迎えるためにも、また組織の拡大と充実という本来の目的のためにも、19地区会の役員の総力をあげ、目標達成に取り組んでいただくようお願い致します。地域を愛し、地域で企業を営まれる、未加入法人約2,000社の加入勧奨に全力で取り組んで頂く事を重ねてお願い致します。

がんばろう!!
力強いかちどき。
音頭は青年部会の村松副部会長

厳しい波を一緒に乗り
切りましょう――
石井会長挨拶

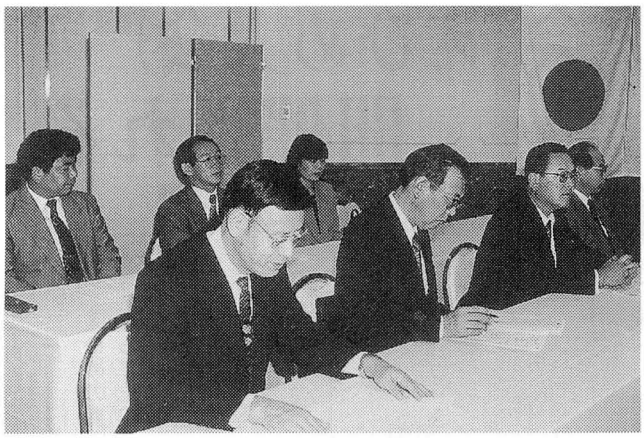

激励のために出席していただいた
町田税務署幹部の方々

会の発展を心から期待します
守屋署長ご挨拶

頼もしい協力会社の人達に
会員増強特別推進員を委嘱

やればできます——
井上鶴間地区会長代行

大　会　宣　言

われわれ法人会は、納税道義の高揚に努めると共に、「よき経営者の団体」として、会員企業の発展と会の活性化のために、幅広い活動を展開し、ここに会員企業四千二百有余社を擁する団体となった。

この誇りと自覚に立って、今後われわれは、更なる研さんと努力により、会の一層の充実を図ることとした。

この秋（とき）に当り、会員増強特別運動を展開し、わが会のあらゆる組織を挙げて、強力にこの運動を推進して、本会の所期の目的を達成し、社会の付託に応える法人会として発展することを、本決起大会にあたり宣言する。

平成６年10月３日

社団法人町田法人会　会員増強運動決起大会

訃　報

当会副会長小川量司様（75歳・㈱マルカワ代表取締役）には、去る９月４日逝去されました。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

法人会 全国大会（えひめ大会）開催される

えひめの真心をこめた大会には全国から二七〇〇余の代表が集まった

（財）全国法人会総連合主催第12回全国大会が愛媛県松山市で10月20日盛大に開催されました。

特に今年度は研修参加者倍増運動の表彰式も挙行される関係もあり、北は北海道から南は沖縄に至る過去最高の2,700名が会場となった「愛媛県県民文化会館」に集い開催されました。

当会よりは全法連の研修委員をも勤めている杉浦研修委員長が代表として出席し、3ヶ年に亘る研修参加者倍増運動の終美を飾る「本賞」並びに「単年度表彰」を受彰しました。

大会会場の近代的施設と壮大な規模にまず驚かされましたが、なによりも大会主管の（社）愛媛県法人会連合会の見事な受け入れ態勢には感銘を受けました。

愛媛新聞の全面広告、宇和島会より伝統の牛鬼、八幡浜会よりは二宮忠八翁の模型飛行機の展示、今治会の水軍伊予太鼓や物産展など多彩な文化交流行事が展開され全国大会に相応しい熱気に満ちた大会でありました。

会員企業128万を数える法人会の正にパワーを実感した全国大会でありました。

◀会場となった愛媛県民文化会館

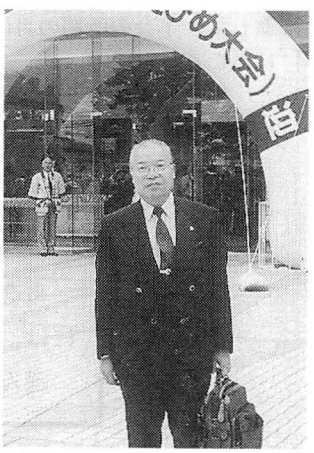

▶町田代表　杉浦研修委員長

合同役員サマーセミナー報告

素晴らしい人生のシュプールを描いた人　猪谷千春さん

恒例となった合同役員サマーセミナー（会費制）、ことしは8月24・25日に、箱根湯本ホテルで開催され、理事及び各地区会役員あわせて約100名が参加した。

第1部は、伊田研修副委員長の司会で、先ず萩生田副会長の開会のことば、石井会長の挨拶のあと、講師として、1956年冬期オリンピック銀メダリスト猪谷千春氏が登壇。

生いたちから、きびしくも素晴らしい人生経験、そしてオリンピックの将来に寄せる熱い思いを語って、深い感銘を与えた。

つづいて、新任の守屋町田税務署長からは、相続での遺言状の大切さについて、含蓄ある講話をいただいた。

このあと、地区別懇談。そして夕刻からは懇親会で、和やかな交歓の時を過した。

「備えが大事です」守屋署長さん

▲開会を待つ副会長

◀熱心にメモをとって……

法人税問答シリーズ

平成６年度税制改正

○ 交際費の定額控除部分10％カット

社　長　先生、今年４月の税制改正で交際費課税について改正があったと聞いたのですが具体的に教えてください。

税理士　はい、分かりました。改正前はご承知のとおり支出交際費等の額のうち、資本金1,000万円以下の法人については年400万円、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人については年300万円まで（定額控除枠の範囲内）の支出であれば全額損金算入が認められていました。今回の改正で、より一層の濫費抑制や課税の公平・適正化の観点から、定額控除枠以下の部分の損金算入額が一律10％カットされることになりました。

なお、定額控除枠を超える部分は、従来どおり全額損金不算入となります。

では、具体例で説明しましょう。

《ケース１》資本金1,000万円以下の法人が交際費を200万円支出した場合

〔改正前〕損金不算入なし

〔改正後〕200万円×10％＝20万円…損金不算入額

《ケース２》資本金1,000万円以下の法人が交際費を500万円支出した場合

〔改正前〕（500万円－400万円）＝100万円…損金不算入額

〔改正後〕（500万円－400万円）＋400万円×10％＝140万円…損金不算入額

社　長　なるほど、定額控除枠以下でも支出交際費の10％は損金とならないわけですね。

税理士　そのとおりです。

社　長　ところで、この取扱いはいつから適用されるのですか。

税理士　平成６年４月１日以降開始される事業年度から適用されます。１年決算の会社は平成７年３月決算から適用されることになります。

社　長　よくわかりました。当社は９月決算だから、来年の９月決算から適用されるわけですね。

税理士　そのとおりです。

○ 使途秘匿金40％追加課税

社　長　先生、今回の改正で「使途秘匿金課税制度」という聞き慣れない言葉を耳にしたのですが、どのような内容なのですか。

税理士　使途秘匿金とは、法人が支出した金銭の支出のうち、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由をその帳簿書類に記載していないものをいいます。

ただし、次のものは使途秘匿金に含まれません。

① 相手方の氏名等を帳簿書類に記載していないことに相当の理由があるもの

② 資産の譲受けその他の取引の対価として支出されたものであることが明らかなもの

従来から、いわゆる使途不明金については、法人税の所得計算上、損金不算入とされていますが、今回の改正で使途秘匿金については更にその支出額に対し40％の法人税を追加課税することになりました。例えば、100万円の使途秘匿金を支出した場合、100万円を所得金額に加算し、別枠で40万円の法人税を納めなくてはなりません。

社　長　使途秘匿金課税が創設されたのはどのような理由からですか。

税理士　企業が相手方を秘匿するような支出は、違法ないし不当な支出につながり易く、それがひいては公正な取引を阻害することにもなるので、そのような支出を極力抑制するため、政策的に追加的な税負担を求めたものです。

社　長　従来の使途不明金と使途秘匿金との関係はどうなるのですか。

税理士　従来の使途不明金と使途秘匿金との関係については、支出先が明らかでないという点において基本的な差異はないものと考えられますが、使途秘匿金の対象となるのは、従来の使途不明金に該当する支出のうち措置法第62条第３項の規定により秘匿の意思がないと認められるものを除いたものとなり、それだけ後者の方が狭いことになります。

社　長　使途秘匿金は、原価や販売費及び一般管理費等の損金の額に算入したものに限られるのですか。

税理士　いいえ、損金の額に算入しているものに限定していないため、仮払金、前払金、貸付金等として資産計上されているものも含まれます。

社　長　帳簿書類の記載は、領収証等でもいいのですか。

税理士　領収証等であっても差し支えありません。

社　長　帳簿書類に氏名等を記載していれば、使途秘匿金課税は一切受けないのですか。

税理士　氏名等を記載したとしても、その金銭の支出がその記載された者を通じてその記載された者以外の者に支出されたと認められる場合は、帳簿書類に記載されていないものとして取り扱われます。

社　長　「相当の事由」があるものとは、どのようなものをいうのですか。

税理士　例えば、次のような支出は使途秘匿金から除かれます。

①多数の者へのカレンダー、手帳等の広告宣伝用物品等の贈与、チップ等の小口謝金

②災害等により帳簿書類がなくなった場合のその帳簿に記載した支出

社　長　よく分かりました。ところで、この取扱いはいつから適用されるのですか。

税理士　平成６年４月１日から平成８年３月31日までの間に支出した使途秘匿金について適用されます。

社　長　そうすると、使途秘匿金課税は既に始まっているのですね。

税理士　そうですね。

税務署からのお知らせ

納税証明書の交付申請される方へ

納税証明書その１（納税金額の証明）とその２（所得金額の証明）について

その１（納税金額の証明）⇨個人・法人ともに当署１階管理第１部門で交付

その２（所得金額の証明）⇨個人申告分は、当署３階個人課税第１部門で交付

その２（所得金額の証明）⇨法人申告分は、当署２階法人課税第１部門で交付

交付申請にあっては、個人申告分については本人の、法人申告分については代表者本人の、それぞれの身分証明書（運転免許証・健康保険証等）と印鑑をお持ちください。

なお、代理人による交付申請については、委任状と、代理人の印鑑と身分証明書（運転免許証・健康保険証等）とをお持ちください。

また、交付に際して（400円×申告または事業年度分×枚数）の手数料が必要です。

※　交付申請の手続きにつきましては、大変お手数をおかけしますが、皆様の大切な個人・法人の情報を守るためのものですので、ご協力をお願い致します。

磁気テープによる法定調書提出のご案内

法定調書は、磁気テープにより提出することができます。特に、支店や工場等が多く、電算処理により法定調書を作成している場合には、本店等の所轄税務署に一括して磁気テープによる提出ができます。会員の皆様の事務効率化のためにも、磁気テープによる提出について是非ご検討ください。

なお、磁気テープの規格等は下記のとおりですが、詳細については町田税務署個人課税第１部門（資料情報担当）【☎ 0427-28-7211 内線314】までお問い合わせください。

【磁気テープの規格】

１．記録密度	6,250BPIまたは1,600BPI
２．トラック数	９トラック
３．テープ幅	0.5インチ
４．テープ長	2,400フィート
５．記録コード	JIS（８単位）またはEBCDIK（８単位）

㊟１　漢字コードについては、原則としてJISコードですが、JISコード以外については、個別に照会してください。

㊟２　ファイルの仕様書等については、説明書を作成しておりますので、個別に照会してください。

申告書等の規格や様式が変わります

行政文書のＡ判化やＫＳＫシステムの導入に伴い、申告書等の規格や様式が変わります。新しい申告書等の規格や様式、切替え時期などは、次表のとおりです。

申告書等の区分		規格		切替方法	新様式の使用開始時期	試行時の使用申告書等	
		現行	新			京橋、川崎北	左記以外の署
法人税	法人税申告書	Ｂ５	Ａ４	全国一斉	６年10月１日以後に終了する事業年度から	新様式（ＯＣＲ紙）	新様式（普通紙）
	事業概況説明書	Ｂ４	Ａ４表裏				
消費税	消費税申告書（一般用）（簡易課税用）	Ｂ５	Ａ４	全国一斉	６年10月１日以後に終了する課税期間から 【個人分は、平成７年１月提出分から】	新様式（ＯＣＲ紙）	新様式（ＯＣＲ紙）
源泉税	納付書・徴収高計算書	9cm×21cm	11cm×21cm	全国一斉	７年１月納付分から	新様式（ＯＣＲ紙）	新様式（普通紙）
申告所得税	所得税確定申告書	Ａ４変形	Ａ４変形	ＫＳＫ導入に合わせ、順次	６年分から	新様式（ＯＣＲ紙）	現行様式（普通紙）
	青色申告決算書収支内訳書	Ａ４	Ａ４				

（注）税制改正等に伴い、変更される場合があります。

――「ＫＳＫシステム」とは？――

国税庁では、税務行政を取り巻く環境の変化に対応し、適正・公平な課税の実現に資するため、現行のコンピュータシステムを統合・拡充し、全国の全業務について一元的なオンラインシステムを導入することとしています。

この新しいシステムを「ＫＳＫシステム」（国税総合管理システムの略称）と呼んでいます。

なお、導入スケジュール（予定）は、次のとおりです。

７年１月頃	試行開始	京橋、川崎北税務署（東京国税局）
７年11月頃	〃	福島、白河税務署（仙台国税局）
８年12月頃から	国税局単位で、順次段階的に移行。	

（注）導入スケジュールの決定は、各年度の予算成立後になります。

目標18社に向けて、頑張ろう！

成瀬地区会長　八　木　正　雄

ひるま会社のお仕事でお疲れのところ
夜の役員会ご苦労さまです
―西本第一統括官もかけつけて―

10月、11月の会員増強運動を前に、成瀬地区会では、９月27日町田税務署の西本第１統括官、根本上席指導官のご出席を頂き、役員会を開きました。八木地区会長より会員増強の各種資料の配布、説明の後、会員増強の取組み等について話し合い、厳しい情勢のなかですが役員全員の協力により、成瀬地区会の目標18社の達成を誓いあいました。

また、経営者大型保障制度、特退共の取組みについても、大同生命の所長にご出席願い、話し合いを致しました。　（出席者25名）

会員増強をテーマに合同地区会

鶴川第３地区会長　須　崎　一　男

10月６日午後６時30分より「さと」にて会員増強運動について、鶴川第１、第２、第３合同地区役員会を開催しました。大変お忙しい中、署より秋元副署長、西本統括官、根本上席指導官様にご出席頂きました。

石川地区会長の司会進行で、萩生田副会長と税務署のお三方よりご挨拶を頂き、続いて藤田地区会長より加入勧奨の方法について説明があり、出席者の皆様より多数の意見があり、増強運動について大変意味深い役員会が開催出来ました。続いて懇親会にはいり、席上で勧奨方法について話がはずみ、目標を達成できる雰囲気になり、時刻も９時になり須崎地区会長の閉会の言葉で役員会を終了しました。大変お忙しい中出席頂きましてありがとうございました。　（出席18社）

会議を終えて、しかし話合いはつづく。

多摩丘陵の自然の地形を生かした「ショートコース」のご紹介

広報委員 相原地区会　吉　川　愛　次

そうぶファミリーゴルフ場は市内からは町田街道を西に高尾方面に直進し、市の西部相原町にあり、豊かな自然な環境の中に囲まれ、昭和51年７月にオープンした。グリーンは高麗とベントの２面あり、コースは打ち上げ、打ち下ろし、池越えと変化に富んでいて、上級者から初心者まで、四季を通じてゴルフの醍醐味が満喫頂ける本格的なショートコースで、アプローチ、パットの練習もできる。料金は平日5,000円、土・日は6,000円と比較的低料金で楽しめる。近くには相武カントリー倶楽部、東京家政学院、法政大学等の学校もあり、最近はサークル活動にゴルフ部の学生さんの利用も多いとのこと。また女性を対象にゴルフ同好会があり、随時入会が出来、会員にはいろいろな特典があり好評のようです。

昨年の11月には相原地区会の研修会が当ゴルフ場で開催され、税務研修の前に初めてクラブを握った方、空振りあり、チョロありの白球を追いかけ、ベテランの方達と和気あいあいの中でプレーが行われた。私たち、この相原にこんな素晴らしいゴルフ場があることを誇りに思い、ここにご紹介致します。健康のため是非利用しては如何でしょうか。

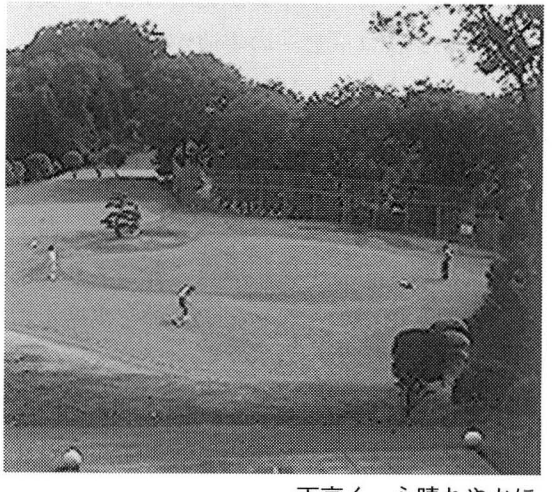

天高く、心晴れやかに

会社概要

経　　営	株式会社 エスビー商事
本　　社	町田市相原町2498
電　　話	0427(74) 5 2 2 7
代表取締役	田　村　武　道
ゴルフ場名	そうぶファミリーゴルフ
電　　話	0427(73) 3 0 8 7
F　A　X	0427(72) 9 0 0 0

※　そうぶファミリーゴルフ同好会の入会申込は、TEL ７３－３０８７に問い合わせて下さい。

法人会のにせものにご注意を

最近、三多摩方面で、「法人会から会報を持って来た」と言って、多額の代金を取られる被害が発生しました。当会では、会報・書籍等販売のために会員を訪問することは、決してありませんので、くれぐれもご注意をお願いします。

コーヒー教室と税務研修

婦人部会会計監査　東　條　節　子

原町田地区幹事会の折、坂田さんからの情報で、八王子御殿山にある喫茶室“パペルブルグ”は、建物・トイレが素晴らしい。又、アイリッシュコーヒーの実演が素晴らしい、とお聞きしました。早速調べたところ、相原地区の役員青木幸雄さんのお店とのこと。今回の研修先に決定致しました。9月12日当日の出席者は48名、署からは秋元副署長、西本第1統括官、根本上席指導官、親会より鈴木英正顧門、田中栄相原地区会長のご出席を頂きました。

秋元副署長より今話題の、婦人部会から女性部会への名称移行についてご説明がありました。青木様から建物について、またコーヒーの由来、おいしいコーヒーのいれ方等お話がありました。建物は新潟・富山地方の豪雪地帯の材料を集め、設計図なしで一年以上かかって建築したとのこと。吹抜けでドイツの南の地方に伝わる白い漆喰の壁に絵を描く技法を取入れ、入口前面の上部には魔法使いのおばあさん、内部の吹抜上部の白い壁には立派なひげの騎士が大きく描かれ、グリムの童話『命の水』を多摩美の先生がおかきになり、とりどりの“ランプ”も、唐草模様をアレン

ジした多摩美の生徒さんの作品、手作りの素晴らしさ、あたたかさがにじみ出て居りました。

コーヒーを飲みながらの“ピアノ”“サックス”“ホルン”の生演奏に、ふだん多忙な方々には静かな楽しいひとときとなりました。

最後に拝借したトイレの美しいこと、一見の価値があるようです。青木さんありがとうございました。

アスレチックとクイズに挑戦

青年部会幹事　小　島　和　子

例年にない猛暑の中、平成6年8月26日(金)スポーツランド横浜に於いてファミリー研修会を開催致しました。「体を動かす」をコンセプトとし、フィールドアスレチックに

に決まり、参加者47名（大人29名、子供18名）。午前10時から、三橋部会長と根本上席指導官のご挨拶の後ラジオ体操をし、家族で競い合いました。日頃、芝刈りばかりしている殿方や、３食昼寝つきの御婦人方も、この時ばかりは童心に帰り、汗を流しながら時には体に鞭打って（？）挑戦した事と思います。また、体を動かすばかりではなく頭の体操にも挑戦して頂き、全15ヶ所で各一問づつ問題をアスレチックの難所に掲げ、三者択一で解いて頂きました。子供向５問、一般向５問、税務関係５問出題致しましたが、問題を見に行く迄にはどうしても難関を突破しなければなりません。そこが苦しいところでした。子供達の方が日頃体を動かしているせいか早く問題に辿り着き、ほとんどを読んでもらい解答していた家族が多かったようです。とにかく問題がすごく難しかったんですよ。ひっかけ問題も折りこませており、２、３ご紹介致しましょう！　★セーラームーンは全員で何人でしょう？　(1)１人 (2)５人 (3) ８人　★町田法人会青年部会では何歳になると卒業でしょう？　(1)45歳 (2)46歳 (3)47歳　★温泉（鉱泉浴場）を利用すると入浴税という税金がかかります。さて１人１日いくらの税金がかかるでしょう？　(1)50円 (2)100円 (3)150円……どうですか？ 簡単なようで難しいでしょう！(1)(2)(3)という順で正解です。全問正解者はいないのではないかとタカを括っていたのですが何と！おりました。価値ある100点満点は（有）煎茶屋の社長村松稠敏氏のお嬢様、村松由起子さんです。将来が楽しみですね！ちなみに優勝景品はポータブルシャワーでした。

“見るまえに跳べ”と言われて、見事跳びました。

海に！山に！いつもさわやかにして下さい。優勝から５位までを表彰し、参加者全員に参加賞が行き渡った後、バーベキューで空腹を満たしました。自然の中でたっぷり汗を流した後のバーベキューの味は格別でした。また、普段台所に立った事のない殿方の腕の見せ所でもあり、あの方がこんな事を！ 荒江副部会長の果物のむきかたは絶品でしたね！と、意外な面も発見でき、楽しいひとときとなりました。でも、翌日、翌々日と筋肉痛で悩まされたのは私だけでしょうか？

家族の交流の中で親睦を深め、少し知識も高め（？）午後２時過ぎ、トムソーヤの冒険へ向かう者、垂直の滑り台やまだまだもの足りないとアスレチックへ戻る者、仕事へ向かう者と、それぞれ分散して行きました。

みんな楽しいバーベキュー。クイズで満点のお嬢さんも、そうでなかったお父さんも――

最低資本金制度とその対応

株式会社1000万円 有限会社300万円

達成のためのタイムリミット迫る!!

――増資等の登記はお早めに――

平成２年の商法改正により、会社に最低資本金制度が導入され、平成３年４月１日から株式会社の資本金は1000万円以上、有限会社の資本金は300万円以上であることが義務づけられました。

最低資本金制度は、改正商法の施行日以前から存在していた株式会社や有限会社にも適用され、既存の会社については、平成８年３月31日までにこの金額を満たさなければならないこととされています。

もし、この時期を過ぎても最低資本金額を満たしていない場合は、会社は解散したものとみなされ、それ以後は営業活動はできないこととなり、多大な支障が生じるだけでなく、会社の存立自体が危うくなることとなります。

したがって、タイムリミットまであと１年６カ月あまりとなったいま、これに間に合わないといった事態が生じないよう、早期に方針を定めて必要な手続きに着手することが望まれます。

制度の内容

改正商法・改正有限会社法が、平成２年６月22日に成立し、平成３年４月１日に施行されました。

この改正により株式会社の最低資本金は1000万円以上でなければならないこととされ有限会社の最低資本金も300万円に引き上げられました。

最低資本金制度の概要は以下のとおりです。

① 最低資本金制度は、新会社を設立する場合はもとより、平成３年３月31日以前に設立された株式会社・有限会社にも適用されます。

② 会社の資本金が最低資本金額に達していない場合には、猶予期間の平成８年３月31日までに、増資、組織変更などの対応策を実行し、最低資本金をクリアしなければなりません。

③ 最低資本金に達していない会社が、猶予期間の５年間と登記期間の２カ月を過ぎても何もしない場合には、解散したものとみなされ、職権により会社解散の登記がなされます（**表１**参照）。

会社の資本金が最低資本金に達していない場合には、何らかの行動をしなければなりません。

表1　最低資本金に達していない既存会社の経過措置

期　　限	経　過　措　置
①　平成3年4月1日 （猶予期間5年間）	• 改正商法施行 （増資、組織変更による対応可能）
②　平成8年3月31日	• 猶予期間の終了
③　平成8年4月1日以降 （登記期間2か月）	• 官報による法務大臣の警告（公告） • 登記所からの通知 （増資、組織変更による対応可能）
④　平成8年5月31日	• 登記期間の終了
⑤　平成8年6月1日以降 （復活可能期間3年間）	• みなし解散 • 登記官の職権による解散登記 （清算会社の権利義務を有する） （会社復活可能）
⑥　平成11年6月1日以降	• 復活可能期間終了 （会社消滅、会社継続不可能）

（注）猶予期間および登記期間を経過した後に「みなし解散」になると、会社が復活するまでは、会社による通常の事業活動ができなくなり、事業経営に大きな影響があります。したがって、増資は猶予期間内に行う必要があります。

対応策

Ⅰ．株式会社

①　増資の方法

増資の方法としては、①現金出資（株主割当および第三者割当）、②現物出資（株主割当および第三者割当）、③配当可能利益の資本組入れ、④利益準備金の資本組入れ、⑤資本準備金の資本組入れ、があります。

したがって、増資により最低資本金を達成する場合は、いずれかの増資方法を選ぶか、または、複数の増資方法を組合わせて行うことになります。なお、猶予期間内であれば、2回以上の増資により最低資本金を達成することができます。また、授権資本の枠だけでは最低資本金をクリアできなくても準備金や配当可能利益を抱合わせた増資（抱合わせ増資）を利用することにより増資を1回で達成することも可能です。

②　増資に際しての留意事項

資本金1000万円への増資は、猶予期間である平成8年3月31日までに行われなければなりませんが、配当可能利益の資本組入れを利用する場合は、定時総会の利益処分によらなければ行うことができない関係上、年1回に限られます。

したがって、3月期決算会社であれば平成7年3月期、12月期決算会社であれば平成7年12月期にかかる定時総会が最後のチャンスとなり、それ以後は「みなし配当の非課税特例」（**注**）の適用を受けることができなくなります。また、資本金1000万円に達するまでの増資登記の登録免許税は、猶予期間に限り1000分の7から1000分の3.5に減免されます。

（**注**）利益準備金、配当可能利益の資本組入れによって増資を行った場合の「みなし配当」は、猶予期間内であれば、最低資本金までの部分に限り課税されません。

③　増資方法のメリット・デメリット

増資方法のメリットとデメリットは**表2**のとおりです。増資を行う際には考慮する必要があります。

④　組織変更

株式会社が、猶予期間中に最低資本金を未達成の場合は、平成2年の改正商法附則により、猶予期間および復活可能期間（平成11年5月31日まで）に限り株式会社から有限会社（資本金または純資産額が300万円以上を要する）、または、合資会社、合名会社への組織変更が認められます。

表2　増資方法のメリット、デメリット（株式会社の場合）

項　目	メリット	デメリット
(ア)　現金出資	• 随時何度でも実行できる • 税務上の検討事項が少ない • 赤字会社でも可能である • 持株比率を変更できる	• 増資資金が必要である • 増資手続きが複雑である • 「みなし配当の非課税」の適用がない • 新株の発行が必要である • 借入金の資本組入れができない
(イ)　現物出資	• 増資手続きが簡単である • 随時何度でも実行できる • 出資対象が幅広い • 赤字会社でも可能である • 借入金の資本組入れが可能である • 持株比率を変更できる	• 出資財産が必要である • 「みなし配当の非課税」の適用がない • 出資財産の名義変更が必要である • 税務上の検討事項が多い • 新株の発行が必要である
(ウ)　配当可能利益の資本組入れ	• 増資手続きが簡単である • 「みなし配当の非課税」の適用がある • 財産を出資する必要がない • 新株の発行が必要ない • 税務上の検討事項が少ない	• 配当可能利益の存在が不可欠である • 年1回しか実行できない（定時株主総会の利益処分のみ） • 税務手続きが煩雑である • 持株比率を変更できない
(エ)　利益準備金の資本組入れ	• 増資手続きが簡単である • 随時何度でも実行できる • 「みなし配当の非課税」の適用がある • 財産を出資する必要がない • 新株の発行が必要ない • 税務上の検討事項が少ない	• 利益準備金の存在が不可欠である • 税務手続きが煩雑である • 持株比率を変更できない
(オ)　資本準備金の資本組入れ	• 増資手続きが簡単である • 随時何度でも実行できる • 財産を出資する必要がない • 新株の発行が必要ない • 税務上の検討事項が少ない	• 資本準備金の存在が不可欠である • 「みなし配当の非課税」の適用がない • 持株比率を変更できない

II．有限会社

①　増資の方法

株式会社の増資の方法は、現金出資、現物出資の他、配当可能利益、準備金の資本組入れ等いろいろありますが、有限会社の場合、有限会社法上、配当可能利益および準備金の資本組入れは認められておらず、①現金出資（出資口数割当および第三者割当）、②現物出資（出資口数割当および第三者割当）、しか認められていません。

ところが、平成6年度税制改正において、有限会社にも、株式会社の「みなし配当非課税措置」と同様の効果を生じる措置が認められることとなりました。

その内容は、前述のとおり、有限会社の場合、

表3　増資方法のメリット、デメリット（有限会社の場合）

項　目	メリット	デメリット
(ア)　現金出資	• 税務上の検討事項が少ない	• 増資資金が必要である • 増資手続きが複雑である • 借入金の資本組入れができない
(イ)　現物出資	• 増資手続きが簡単である • 出資の対象が幅広い • 借入金の資本組入れが可能である	• 出資財産が必要である • 現物出資財産の名義変更が必要である • 税務上の検討事項が多い

利益を直接資本金に組入れることは認められていません。そこで利益を出資者（社員）にいったん配当として出し、出資者がこれを払込む形で増資に充てます。しかし、このままだと所得税法上、配当課税の対象となるため、最低資本金を満たすための増資に限り、特例としてこれを非課税とする規定が設けられました。

なお、この特例措置は、平成6年4月1日から平成8年3月31日までの間に、有限会社から支払いを受ける利益の配当について適用されます。

②　増資に際しての留意事項

資本金300万円への増資は、猶予期間である平成8年3月31日までに行わなければなりませんが、株式会社と同様、配当非課税特例の適用を受けるためには平成8年3月31日までに行われる配当が適用対象となります。そのため3月期決算会社であれば、平成7年3月期、12月期決算会社であれば平成7年12月期にかかる定時総会が最後のチャンスとなります。また、資本金300万円に達するまでの増資登記の登録免許税は、株式会社と同様、猶予期間に限り1000分の7から1000分の3.5に減免されます。

③　増資方法のメリット、デメリット

増資方法のメリット、デメリットは**表3**のとおりです。

④　組織変更

有限会社も、株式会社と同様、猶予期間および復活可能期間に限り、有限会社から合資会社、合名会社への組織変更が認められています。

また、有限会社から株式会社への組織変更については、現在の資本金が1000万円以上の有限会社は、いつでも株式会社へ組織変更できますが、同1000万円未満の有限会社は、資本金を1000万円以上に増資するか、有限会社の純資産額が1000万円以上あれば、組織変更後の株式会社の資本金を1000万円以上（純資産額を限度とする）とする決議をしたうえで、株式会社へ組織変更しなければなりません。

最低資本金制度に関する登記についての相談や質問は、最寄りの法務局、支局、出張所へ――。

東京法務局出張所（登記所）

東　京（本局）	☎(03)3214-6231㈹	中　野	☎(03)3389-3379	武蔵野	☎(0422)31-8353
八王子（支局）	☎(0426)22-9251～4	杉　並	☎(03)3395-0255～6	田　無	☎(0424)61-1178・1130
文　京	☎(03)3814-0281～2	板　橋	☎(03)3962-1331～3	立　川	☎(0425)24-2716
港	☎(03)5424-2181～2	豊　島	☎(03)3971-1616	青　梅	☎(0428)22-2422
台　東	☎(03)3831-0694・0625	北	☎(03)3912-2608～9	五日市	☎(0425)96-0201
墨　田	☎(03)3631-1408・3633-1010	練　馬	☎(03)3990-7113～4	福　生	☎(0425)51-0360
品　川	☎(03)3774-3446～7	江戸川	☎(03)3654-4156～7	大　島	☎(04992)2-1209
大　森	☎(03)3761-2141～4	城　北	☎(03)3603-4305～6	新　島	☎(04992)5-0205
世田谷	☎(03)3413-3319～20	多　摩	☎(0423)37-0511・0505	三宅島	☎(04994)2-0063
渋　谷	☎(03)3463-7671	町　田	☎(0427)22-2414	八丈島	☎(04996)2-3081
目　黒	☎(03)3792-7035～6	府　中	☎(0423)65-1521・1573		
新　宿	☎(03)3363-7385～6	調　布	☎(0424)83-2363～4		

短歌　俳句欄

短歌

(株)久美堂　井之上久子

(御遷宮)二十年ごとに新たなる
檜造りの社(やしろ)の荘厳・
古代から未来を照らす(御遷宮)
いま参拝し余生の至福

(株)八木商店　八木きよ子

踏まれても踏まれても伸びる雑草に
強く生きよと我は教はる
木洩れ陽のうすい日ざしのえんのはし
落葉ちらちら舞いておりつゝ

(有)なるとや　友野　忠汪

三歳越し旅にもとめし松江城
昔の想影今しのびよる
穴道湖の夕陽夢みし今ここに
雨の晴間の曇るせつなさ

(株)飯田機械産業　飯田　重利

いなづまと風に乗りたる雨足が
飛沫先き立て舗道を走る

網の戸を透す夜風は満天の
星座の涼を運び来るなり

俳句

(株)三　興　渋谷　清

咲きそびれ葉がくる白き酔芙蓉
手に馴染む農の小道具ちちろ虫

(株)日経コンサルタント　丸山　藤夫

天空に富士の初雪輝けり
風鳴りて一葉舞ふや秋を知る

(株)宝永堂　三橋　國民

戦傷痕五十年目の再手術
―石井儀一会長に―
薬液に軟骨白く冬ざるる
白い冬いくさ話が暮れていく

(株)アローエンタープライズ　矢沢　武

柚子の香の掌に残る庭の幸
山荘のサラダ大盛り夜のちちろ

町田レジン工業(株)　中丸　祐昌

落葉掃く妻の背の老い言うまじく

(有)今井事務所　今井　順子

篝火の影より影に踊りの輪
富士迫るバスのフロント霧晴れて

(株)町田電子計算センター　土方いよ子

幾つもの別れのひとつジギタリス
椅子ひとつだけの舞台や黄のカンナ

(有)加藤電気　加藤美恵子

薫風や泣声保育器にみちて
皿洗ふ厨にひとりちちろ虫

(株)昌電舎　佐瀬さち子

柿噛んでふるさとおもふ流れ雲
話題作かかえて夫の夜長かな

丸昭シルク(株)　堀内　判子

ふる里より帰るもろ手にしめじ籠
露天風呂こぼれて紅のうすき萩

(株)堤ビル　堤　敏子

かつぎ手がなくて神酒所の町みこし
衰へをしかととらえし鉦叩

国民金融公庫からのお知らせ

年末資金は国民金融公庫で

長期・低利の公庫資金をお勧めします

★ 事業資金融資のご案内 ★

ご融資の種類	ご融資額	ご返済期間
国の事業ローン (普通貸付)	4,000万円以内 のほかに別枠 4,000万円以内	運転5年以内（別枠10年） 設備10年以内（別枠15年）
経営多角化ローン (特定設備資金)	6,000万円以内 のほかに別枠 6,000万円以内	20年以内

＊基準利率　年4.9%（但し平成6年10月1日現在）
ご返済期間によって利率が異なることがあります。
融資制度の組み合わせにより最高2億100万円までご利用できます。
＊パンフレット・お申込用紙をご希望する方は、当支店の融資相談係までお問い合せ下さい。

〒192 八王子市東町7－3
国民金融公庫八王子支店
☎ 0426-46-7711　FAX 0426-45-0752

税理士会からのお知らせ

税理士会では無料相談を行っております。相談日は、
毎月第2木曜日　午前10時から
午後4時まで　（ただし、2・3月は休みます）
会場　東京税理士会町田支部
町田市森野1－34－10　第1矢沢ビル4階
電話 0427－29－0777　どうぞお気軽にご相談ください。

新しい会員章ができました。お届けします。

社団法人　町田法人会会報　第49号
発行年月日　平成6年11月20日
発行所　社団法人　町田法人会
東京都町田市原町田3丁目4番4号
TEL 0427 (26) 2453　FAX 0427 (24) 5853
発行人　社団法人　町田法人会会長　石井儀一
編集人　社団法人　町田法人会　広報委員会

逓増型の新しい企業保障プラン

新登場

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン

保険料は一定のままで、保障額が毎年増加します。

※逓増定期保険の死亡保険金額は、2年目から毎年、基本保険金額の一定割合すつ(5%または10%)増加します
ただし、基本保険金額の4倍を限度とし、限度額に達した場合には、以後定額となります

法人が負担した保険料は、一定の範囲で損金に算入できます。

※現行の法人税基本通達には逓増定期保険に関する規定はありませんので、上記のお取扱いについては、現行の定期保険・長期平準定期保険の規定によっています 今後の法人税基本通達等により異なった取扱いになる場合もありえます

- 最長85歳までの長期保障、保険料は満期まで一定。
- 退職金、功労金などの財源として利用できます。
- 入・通院、手術から付添看護まで幅広い保障。
- 海外での事故・病気も保障。(海外アシスタンスサービス制度あり)
- 国内・海外での救援者費用も保障。
- 女性医療特約により女性特有の疾病による入院も保障。

引受会社 DAIDO 大同生命
八王子支社町田営業所/町田市中町1-1-16
(東京建物町田ビル8F) TEL 0427-22-5756

INSURANCE COMPANY AIU AIU
八王子支店/八王子市東町7-3
TEL 0426-44-3151